

第9回 新宿区基本構想審議会 議事概要

日時：平成18年11月14日(火)13時30分～16時

場所：区役所5階大会議室

出席者：委員28名

(凡例：区民委員、学識委員、区議会委員、事務局(区・コソル))

議事：

【A(～章)グループの議論】(15名)

<自治基本条例について>

前回の分科会では、地区協議会の問題について明確に役割を位置づけるべきという意見と、現段階では、地区協議会の現況をふまえて、性急に位置づけるべきではないという意見とがみられた。自治基本条例の策定を前提とすように見受けられる。自治基本条例を策定したある都市を視察したところ、曖昧な点が多いことと、制定した側も内容を把握できていないといった問題、地方自治法で決まっているのに屋上屋をかけるような内容になっていることも多いといった課題も多い。自治基本条例について、作ることを前提とするのか、自治基本条例そのものの意義について検討するのか。

地区協議会は協議会同士の横のつながりがないことが課題である。そのため、各地区協議会の成熟度がどの程度なのかがわからない。

- ・私の関わっている地区協議会では、それぞれの分科会がそれぞれの役割を進めている。具体的には目標を考える分科会、継続的に課題を解決することを目指す生活に関する分科会、加えて、町会のあり方、コミュニティのあり方等について審議しているところである。

こうした議論を通じて、地区協議会の成熟度によって、果たせる役割が異なると感じている。

自治基本条例については、起草部会レベルで内容についての議論はなかったと思うが、参画と協働などの直接的な住民参加を盛り込むことでは共通認識があったと思う。地区協議会の成熟度については議論の中で明らかになればと思う。

基本目標「 」に関わる個別目標の枠組みを変えることを提案したい。

- ・自治基本条例については、起草部会でも議論できていないし、第6分科会でも立ち上がった議論はできていない。ただし、協働と参画を確立するための必要要素であると認識している。
- ・「 」にかかわる、自治基本条例や行政評価については、それぞれ個別に会を立ち上げて議論していくような大きなテーマだと認識しており、第6分科会ではまだ考えていない。
- ・第6分科会の議論ではKJ法を活用して個々具体の思いを抽象化し体系化してきた。こうした前提のもとで、個別目標の組み替えをお願いしたい。

(資料説明)

基本目標というあるべき姿を具体化したのが個別目標である。

「個別目標 」については自治基本条例を制定し、地区協議会を条例で明確化することを謳っているため、まずは、先ほどの「自治基本条例の制定の是非」についての議論をしたい。

条例の制定は議会の重要な役割である。基本構想の中で、自治基本条例の制定を明記するのであれば、制定が前提となるべきであるが、本来的には、必要性から議論すべきであって、作ることで議会が条例を制定するのは筋違いである。

条例の制定は重要だと考えているが、手続きについて提案がある。

自治基本条例は、自治の「憲法」にあたる内容であるため、通常の議会による決定の手順みを踏むだけではなく、住民投票にかけてはどうか。その結果、賛成過半数が得られれば、制定される。こ

うすることで、自治基本条例に「格」を与えることができる。

まだこうした手続きを踏んだ他都市はないので、新宿区で是非検討して頂きたい。

第6分科会の中では、協働・参画を実現する社会を前提とし、そのためには、議会・行政・住民がそれぞれの役割と責任を持つことを明確にする必要があるという考えから、こうした条例制定が必要となったと思う。この3者で共同作業を行うことが大前提であると認識し、議論してきた。

盛り込むべきポイントとして、協働・参画だというご指摘だと認識した。

体系案では自治基本条例については基本目標「 」として位置づけられている。私は、施策体系の中に組み込むのではなく行政の基本的な考え方などで提示してはどうかと考えている。

参画も協働も大いに結構であるが、責任を持たないといけない。自治基本条例も憲法というのであれば、市民に権利だけではなく義務も課されることを認識すべき。

この「義務」まで含めて議論され、その上で基本条例を作ろうというのであれば良いと思う。

その点については十分議論されたと認識している。

当初は要望ばかりが集まったが、次第に住民側にも責任があるし、行政も協働を謳うのであれば責任を果たすべきだろうという議論になった。

「自治基本条例」を制定すると書くのか、検討すると書くのか、といった点についてどのように判断すべきか。

自治基本条例は策定すべきであり、議論すべきは策定のプロセスではないか。

新宿区民の参画と協働により、自治基本条例を制定する、といった記述としてはどうか。

< 地区協議会・コミュニティについて >

地区協議会は何をすればいいのかわかっていない点もある。自助・公助・共助の考え方に基づいて、これからはコミュニティそれぞれの特徴をふまえながらきめ細かく自治を考えていった方がよい。地区協議会の構成や取り巻く住民が、協議会によって異なる。参画と地域課題の解決を目標として我々は活動しているが、条例の中に地区協議会が自治組織としての役割を果たすということを明記されていれば、意義が明確になり取り組みがしやすくなる。

提言書の中に出てきたことを起草部会で検討を進めているが、地区協議会がどのような姿になるのかがわかりにくかった。既存の地区協議会を再構成するイメージなのか、あるいはエリアマネジメントなどの新しい機能を持たせることを想定しているのか。多様な視点から地区協議会に役割が与えられているようだ。

- ・また、自治の単位であるので、権限とか予算についての議論も必要であると思うが、とにかく設置することが重要であるということだけ明確になり、具体的な内容については先送りしている。
- ・地区協議会がどうあるべきか、という具体的な姿をある程度提示して頂きたい。
提案の「コミュニティ活動の充実による～」は前回提示された資料の基本目標「 」と「 」を合わせたものである。
- ・市民の義務と権利を明確化するとともに、地区毎に役割や位置づけが不明確になっていることが、地区協議会の課題であり、地区協議会の役割を条例の中で明確化した方がよいと考えている。
- ・行政では、特別出張所を行財政にわたって強化し、地域の自治活動を支えることも重要である。
地区協議会が条例で力を持ち、できることが明確になるのが望ましい。
- ・地区協議会で悩んでいるのは、現場で動いているのが町会単位であるため、町会との関係が曖昧になることである。地区協議会が町会の上に立つように整理してしまうと、地域は分裂してしまう。
- ・笹笹町協議会ではまずコミュニティづくりからスタートしようと考えており、その方法の一つとして町会を盛り上げる活動を地区協議会で実施してはどうかと考えている。しかし、やり方を一つ間

違えると、既存の組織との対立関係を生ずることになるだろう。

新宿には多様な地区活動があるだろう。しかし、他の地域に比べればまだまだ不十分だと思う。実際に出張所単位で社会福祉協議会が設立し、予算を持ち活動している市もあることと比較すると、地域レベルで密着する団体は多くないと思う。

- ・地域の活動の成熟度と自治（仕組み）の問題が存在するという指摘があったが、成熟していない状況だからこそ、理念を作るべきなのか、成熟に合わせて進めていくべきか。

組織は、役割・権限が明確になっている場合は取り組みも明確になるが、テーマが錯綜していたりすると、出席者がいなくなり、空洞化する。そのため、地区協議会の権限・役割を明確化して、予算化すべきだと思う。ただし、この点を条例の中で定義すべきものかについてはわからない。

- ・地区協議会の構成の柱になっているのが町会であるので、地区協議会と町会の対立は起こらないのではないか。

かつて経験したことであるが、地方の方が区レベルの自治の伝統が培われている。

- ・アリストテレスはお互いが見える距離がコミュニティの単位としては適切だと考えポリスの大きさになり、フランスは鐘の音が聞こえる範囲がコミュニティのエリアとなっている。

- ・日本では、水と空気と景観が共有できるエリアがいいといっている人がいる。新宿はこうした点からみると広すぎるので、区の中で細分化した自治を育むことは意味があると思う。

- ・スウェーデンでは、住民税の2%を徴収してコミュニティ活動に取り組んでいる組織があるが、住民は評価していない。それは組織の「官僚」ならぬ「民僚」が牛耳ってしまい、地域のニーズに柔軟に対応できなくなっているからだそうである。今後新宿区でも組織を検討する際には、代表者をどうするかといった点を検討しないと、同様の問題を引き落とすことになるだろう。

地区協議会を位置づけるという方向性としては賛成だが、諸課題があるので、それを認識頂きながら進めていく必要がある。

- ・マンションが一つ建つと約600世帯増加する。そうすると、既存の200世帯の自治会とは相容れなくなる。防災についても、マンションは耐震性が高いため、地震の時には外に出ないという意見がマンション内のコミュニティでは主流となり、結果的に災害時に既存の自治会との関係が断絶することになる。

地区協議会を重要なものとして位置づけることは異論が出ていないが、それを条例で位置づけるべきかどうか、という点については明確になっていない。

- ・新宿区は共同住宅世帯割合は75%であり、地域のコミュニティについて問題になっている。地区協議会では、各層様々な人が参加することが重要であるが、こうした集合住宅居住が多いという地域の特性にどのように対応するのか、という課題も検討すべきポイントだろう。

- ・町会・自治会が地域の主な担い手になっているが、そこでNPOやボランティア団体がどのように参画していけるのかも課題であり、どのような仕組みで解決していくのか議論する必要がある。

地区協議会の構成人員は地区特性に応じて様々である。地域の集合住宅に住む人が参加しやすいような土壌を作るといっても、地区協議会の仕事であると位置づけるべきである。例えば、全て地区協議会の中で議論するだけでなく、年に数回は全ての住民に開いた話し合いの場を設けるなどが考えられる。また、町会・自治会の調整機能や情報発信機能も担うべきである。

住民を代表する組織として位置づけるのか、地域の「組織」も含めた代表として位置づけるのか。

例えば、新宿のNPOは事務所を置いているだけで住民ではない人も多い。組織も含めた代表とするならば、地区協議会の参加者にこうした組織の構成員も含めないといけない。

地域課題を認識するためには、地域の情報が必要であるため、非常に細かい地域単位でのコミュニティ白書のようなデータ集を作成している事例もある。こうした取り組みが、課題に対するアクション

ョンプランを策定して、行政がサポートしながら地域課題を解決するといった活動にもつながるだろう。地区協議会では、こうした多様な活動が展望されるし、それがコミュニティの基盤につながる。

NPO は目的別に活動内容が異なるし、法律にも不特定多数が受益者になることが求められているため、最初からこうした組織も含めるといことは難しいだろう。一方で、整理された個々の課題を解決するための活動について、NPO が参加することはあり得るだろう。

地区協議会が権限を持つことができれば、活動の幅は広がる。ある程度の明確な位置づけ・権威付けがないと、区と異なる組織である警察や消防と協力関係が必要になった時に、うまく活動できないのではないかと。

町会は身近に感じられない。それは、旅行のチラシや防災訓練のチラシなどは配布されるが、実際に町会の会議がどこで行われているといった町会組織の内容がわからないからだと思う。

- ・自治基本条例を作るとすれば、こういったレベルの人たちが参加できる環境を作るだけでなく、参加しなければならぬという点を明確にすべきだと思う。例えば、マンションであれば、何戸以上であれば地区協議会に代表を出席させるという形を作らなければ、住民が自治に興味を持たないままとなり、コミュニティが形成されない。

今の町会の加入率は 50% である。どのような住民であっても、コミュニティに対する問題は意識が高いと思う。

- ・放置自転車やポイ捨てなどについても定めた、安全・安心に関する条例では、行政・区民の役割が明確化されている。マンションの人が見ても、コミュニティに関心のない住民がみても、これならやらないといけないと思う内容になっている。なにか、一つの指針をもうけ、さらに、目標設定することが、地域活動への参加を促す上では重要ではないかと。

ある自治体の職員の労働組合の研修に出たことがあるが、半数が女性であった。これは規約で決まっているそうである。規約を明確にしてこそ、組織は機能する。

- ・自治については制度が引っ張る「制度自治」と現状をふまえる「事実自治」の二つの側面がある。我々としては、制度が引っ張っていく「制度自治」の可能性を大事にすべきである。

大久保地区は 22 の町会があるが、そのうち 6 団体はマンション関係である。しかし、情報の伝達はうまくいっていると認識している。町会について理解を頂いていない住民に対して、まず加入することを進めることも重要だと考えている。

地区協議会がどうあるべきかという意見が出ているが、素朴な疑問として、協議会は意見を出し合う場なのか、何か活動する執行の場なのか。

地域で何かに取り組む場合、言い出した人が取り組むのが地域活動の前提のようにになっている。

協議の場でもあり、執行の場でもあると認識している。実際に地区協議会の分科会で地域課題について協議・把握し、解決にむけた活動に取り組んでいる。

初年度は予算が付かなかったので、協議をして行政や専門団体に依頼する動きであった。今後は地域課題が明確化するにつれて予算権限の要求が高まり、執行体として機能することになるだろう。

- ・地区協議会を立ち上げる際にも、町会との関係性が議論になった。地区協議会は新宿にある様々な団体が、横断的に話し合いや活動を行うことを支援する組織として位置づけるべきだと思う。

活動に NPO 等が参加している例などもあるが、財政的な裏付けがないので、手弁当でできる範囲に限られていた。協議も執行も行っているが、今後予算的な措置が得られれば、より活動しやすい。地区協議会というのは、地域の人が情報交換し、課題を発掘する場であり、さらに、課題解決を行政に求める場ではないか。つまり、協議体である。

- ・かつては、地域の様々な課題に対して、全区一律で対応していたのに対して、地区協議会の意見を

ふまえて個別に対応していくことになるのが望ましい姿である。

- ・いずれにしても、始まったばかりであるので、暫く議論をしながら、いい方向に向かっていくことが重要である。

- ・仮に、地区協議会が執行体であるとする、手足となるのは町会なので、町会との関係が維持できなくなるのではないかと。さらに、議会に陳情するという圧力団体になるおそれもある。

町会が行政からの連絡の受け皿となっていた。地区協議会は町会以外の人も委員として参加しており、そこに意義がある。

地区協議会としては、自分でできることがあれば自分でやりましょうという「義務」を果たす目的で、活動している。例えば防災訓練など、町会単独ではできないが地区協議会が相互に調整することで実現可能な内容もある。「執行」という言葉ほど大きな内容ではない。

消防署のイベントの中で、地区協議会が避難所情報を提供することを協議している。

避難所情報は、別の組織の内容であるが、こうした横の連携や組織間の隙間を埋めることが、地区協議会のような組織の大きな意義ではないか。

執行体という言葉の意味するところは、地域課題を解決するために、防犯パトロールを行ったりすることを意味している。

自治は補完性の原理が重要である。そのため、近隣政府をどのように位置づけるかが、外国の事例も含めて具体的な課題だと思う。具体的には特別出張所の役割や地区協議会との関係について整理する必要がある。特別出張所が、近隣政府に求められるような課題横断的な発想で活動する組織として変貌することもあり得るのではないかと。

- ・区民個別に対応できないものについては協働と参画の中で、組織横断的に行政としての特別出張所と、民間としての地区協議会が対応するイメージか。

例えばいじめ問題などについて、近隣政府として特別出張所が対応すべきだろうか。

各地区において子どもの安全・安心ということで、取り組みが行われている。こうした状況をみると、地域レベルの課題解決には縦割り行政では対応できず、地区協議会の調整機能が重要となる。地域が縦割りではなく、課題全体を横断的に考えるという視点から近隣政府を目指すべきであり、特別出張所や地区協議会が役割を果たすべきであると考えている。

近隣政府は市町村の中を細分化して、コミュニティレベルの住民組織を政府のように発展させる概念である。我が国の場合には、合併特例区といった合併法に基づいて旧市町村単位で設置される場合と、それ以外に自治法の改正で設置が可能になった地区協議会とが存在する。

近隣政府という指摘があったが、特別出張所、地区協議会とは別に議論したい。

地区協議会を重視することに異論はないと思うが、条例として位置づけるのかどうか最終的な問題になると思う。これは、自治基本条例を制定すべきという意見とからむので、この点を再度確認したい。

地区協議会の会長として取り組んできたが、各分科会が結論を出しても、その結論がそのまますぐに実行に移されるわけではない。住民に納得されて始めて効力を持つ。地区協議会が一つの方向性をだしても、そのことに価値はなく、地域の人に認められた時に、意味がある。

そう考えると、一つの規範は必要だが、住民同士の議論の中で方向性が出てくるのではないかと。

実際に、環境美化などの具体的な問題の解決策については、課題毎の個別の議論を進めた結果、地区協議会で決定した内容を進めるために、町会の協力を得なければいけないことが判明した。

協働・参画は基本となる柱であるので、成文化した条例を目指すようにしたいと思う。一方で、細かい役割などを掲載するかについては検討が必要だと思う。

これからはすべて地区協議会の時代だということではなく、地域の諸課題を発掘しながら、それに

対応するのが地区協議会の役割であるということである。

アメリカのピッツバーグでは、「city charter」を制定する場合には、委員会が素案を作成し議会が承認する。さらに住民投票の結果成立するが、その前に権威付けを行うために、州議会の承認が必要であった。

地区協議会には、地区協議会にしかできない分野がある。協議会が住民の意見を集約した結果であれば、特定の参加者の要望を突きつける圧力団体となることはない。地区協議会が解決すべきものと、より幅広い意見を集約しながら広域的な視点から解決すべき課題は分けて考えるべきである。それぞれの地域で、協議会には特色がある。それらをふまえた上で、各協議会で共通した取り組みができるよう、目標・目的をはっきりさせた上で条例化すべきだと思う。

【B（～章）グループの議論】（13名）

前回の審議では、産業振興や文化について議論を行った。本日の分科会では、それ以外の点を中心に議論を行うこととしたい。

<「外国人との共生」の位置づけ>

第6分科会として、現在、事務局より提示されている施策体系案に対する修正提案をさせて頂きたい。本提案は、区民会議第6分科会で出された意見をKJ法により整理し、それらを積み上げ個別目標として設定したものである。

外国人との共生に関する点は、現在、第 章と第 章に位置づけられているが、第 章で扱う論点は広く、外国人に関する施策・目標を位置づけるには適切ではないと思われる。そのため、外国人に関する記載を第 章にまとめ、そのなかで個別目標の1つとして位置づけて頂きたい。

委員の提案を、外国人に関する論点を第 章に一体的に整理し、個別目標の1つとして位置づけることに関する提案とみなし、議論を行うこととする。

外国人の生活面を扱った第 章と、外国文化と日本文化の融合を扱った第 章の論点は異なるため、このまま両者を別に記載する形でよい。

文化をどのように捉えるかという点に係る問題であり、日常生活に関するものを文化と捉えた場合、現在の区分けのままで良いと考えられる。

この提案は、現在、第 章-2-、第 章-2- に外国人に関する基本施策が位置づけられているが、これを第 章にまとめ個別目標に格上げするという理解で良いか。

外国人に関する論点のほかにも、類似施策が複数の目標の下に整理されているものがある。それらは、各施策の括りに係る問題であり、基本施策の柱立ての考えに関わる点である。

新宿の特性を踏まえ、新宿における外国人との共生を考える場合、基本施策としての位置づけでは弱いと思われる。そのため、1つの個別目標として整理することが重要であるとする。

現在、区民会議、基本構想審議会、都市計画審議会という3つの枠組みの中で議論を行っており、本分科会の議論だけで、外国人との共生に関する基本施策の位置づけを決めることは考えていない。最終的に、各審議会等で行われた議論を集約し、検討することとしたい。

・現時点で提示している起草部会の検討に基づく資料は、様々な意見が共存したものとなっており、それらについて、本審議会ですらに議論を行いたいと考えている。

区内在住の外国人に関する点は、本来、第 章～第 章の全てに関連するものであり、そのような認識の下、外国人に対する施策を考えるべきである。外国人との共生に関する点を、1つの章に集約すること自体が差別になると考える。

外国人との共生に関する点の位置づけは、現在の枠組みのままで良いという意見が大半を占めているようである。

基本構想の基本理念や将来像のなかで、外国人が多いという特徴を踏まえた適切な位置づけがなされれば良いのではないかと。

< 「持続可能」「まちの記憶」などの表現について >

まちづくりの基本目標の第 3 章には「持続可能な都市」という表現があるが、これは必ずしも区民にとって分かりやすいものではない。「みどり」、「水辺」、「環境」等の表現を用い、環境問題に積極的に取り組むまちをめざすことが分かるようにした方が良い。

- ・同様に、第 3 章の「まちの記憶」という表現は、そのイメージが伝わりにくく、「歴史」や「文化」という表現を用い、区民にとって分かりやすいものに修正する必要があるのではないかと。
少なくとも第 3 分科会では、委員全員が「持続可能な都市」の意味や、それが成長や開発とは異なる都市像を目指すキーワードであることを十分認識している。また、「持続可能性」という表現は、近年、社会一般で利用されている表現であり、突飛なものではないと思われる。そのため、表現の修正は必要ないとする。
- ・「まちの記憶」という表現についても、新宿における歴史の蓄積を意識したものであり、修正する必要はないのではないかと。
「持続可能」という表現は、もともと環境分野で用いられてきたものであるが、近年、その用途が多様化し、異なる語義を示すものとして利用されることもある。そのため、持続可能な都市の理念、その具体的なイメージを示すことが必要である。
- ・第 3 章の個別目標の「環境への負荷が少ないまち」という表現は弱い感じがする。環境を最優先するという姿勢を打ち出すことが重要である。
- ・また、都市基盤整備に関する個別目標の後に環境に関する個別目標を位置づけると、開発を環境に優先するような印象を与えかねないため、その順序も再検討する必要があるのではないかと。
- ・「まちの記憶の再生」という表現のように、その背後にある考えを共有することが難しいものについては、あまり奇をてらわず、もっと分かりやすいものに修正した方が良いと考える。
「まちの記憶の再生」という表現は美しいが、その基本目標に対応する個別目標、基本施策が分かりにくい。具体的に、どのような目標や施策をイメージしているのか、ご説明頂きたい。
第 3 章の基本施策として記載されている「文化、歴史の掘り起こし、継承・発展・発信」が、比較的、「まちの記憶の再生」に近いものであると考えている。
- ・新宿区には、地域特有の文化と固有の自然地形がある。特に、後者に係るものとして武蔵野台地における坂や外堀があるが、「まちの記憶の再生」のなかには、ハードな施策だけではなく、ソフトなものについても位置づける必要がある。
- ・「持続可能性」という表現は、今日、一般的なものになりつつあると思う。
施策体系案では、「まちの記憶の再生」について、区民会議提案が示す施策案とは異なる枠組みで整理されており、同様の表現を用いていても内包する施策やニュアンスに差異が生じている。その点について、再検討頂きたい。
「まちの記憶の再生」という表現は美しいものであるが、新宿区の文化や歴史を大事にするまちづくりということが具体的に分かる表現にした方が良いと考える。
持続可能な発展に関する区民会議の提言内容には賛同するが、区民に対する説明責任を果たすためには、より分かりやすい表現にするべきではないかと。
- ・同様に「まちの記憶の再生」についても、「歴史・文化の香り豊かな街」とした方が分かりやすいのではないかと。基本構想のなかで位置づける際、その表現は区民が広く共有できるものとした方が良いと考える。

基本施策からの積み上げにより施策体系を構築しているため、個別目標や基本目標と施策がうまく結びつかない面もあるように思われる。その点について、分かりやすく整理することが必要である。
・表現を柔らかくする意図は理解できるが、当初の区民会議における議論の背景や、提言の意図とずれる恐れもあり、表現の修正検討は慎重にしていきたい。

そもそも、区民会議分科会の区分けがよくなかった面もあるが、施策体系の分類が未だに理解できない。第 章～第 章は論点が重複している。区民会議の提言を踏まえ、区民にとって分かりやすいように施策体系を検討していくことが必要である。

基本目標には分かりやすさも必要であるが、一方で、理念的なものであることも重要である。個人的には、「持続可能な都市」という理念・考え方は残しておいた方がよいと考えている。そのため、基本目標にはその解説をつけることを考えている。

< 施策体系の構成について >

施策体系案では歴史文化に係る点が第 章、第 章に分割されており、委員のご指摘の通り、区民会議提案が適切に盛り込まれているか、個別目標の分類を再検討する必要もあると思う。

第4分科会では、住み続けられるまちとして、開発に対する規制等について議論が行われた。環境に関する個別目標の下に、「生活環境に配慮するまち」に関連する基本施策をまとめて位置づけて頂きたい。

第 章の「環境への負荷が少ないまち」という個別目標は、地球環境に関するものであり、これとは別に、放置自転車等の身近な生活環境に関する問題を位置づけることが必要である。

第 章-3における循環型社会に関する論点と、第 章-3の環境教育に関する論点を一体的に整理することも一案であると思う。

第 章に位置づけられている環境教育は、本来、地区協議会を中心に、地域と学校が連携し、子どもと大人が共に取り組む総合的なものであるが、環境分野に位置づけられているため、取り組み内容が環境に限定されたものとなってしまっている。

区民提言の第 章-10のような括りのなかに整理すれば、総合的な視点から環境教育を捉えることができる。ただし、施策体系案をベースに考えるのであれば、新たに、生活環境に関する個別目標を設け、その下に環境教育を位置づけた方が良いと思われる。

現在の環境教育に関する位置づけが弱いことから、その位置づけを強化するため、第 章に生活環境に関する個別目標を設けその下に整理する案、あるいは、第 章の教育の分野に地域の教育として位置づける提案という理解で良いか。

その通りである。

教育を、学校教育と地域における教育、家庭における教育に分割することには問題がある。同様に、環境教育についても地域と学校に分割するのではなく、環境に関する分野のなかに一体的に位置づけるべきであると考える。

第 章-3- の「公害の防止と良好な生活環境の保全」以下3つの基本施策については、新たに第 章-3の中で を含めて再整理をした方が良いのではないか。

私もそう思う。第 章 3に として「生活環境」を加えたらよいと思う。また3の「環境への負荷が少ないまち」も表現が弱いので、別のタイトルを考えたい。

災害時の医療体制の充実に関する記述があまりないため、検討する必要がある。

第 4 章の個別目標「水辺と森の再生」と第 5 章の個別目標「身近な水辺とみどりをいかしたまちづくり」を分けている理由をご説明頂きたい。

第 4 章に関する論点は、水辺と緑の環を全区的なインフラとして再生することに力点があるのに対して、第 5 章は身近なより小規模な環境づくりに関する点に重点があるということである。

基本施策の表現には、区民提言の表現を変更しているものもあるため、当初のニュアンスが失われてしまっているように思われる。区民提言の表現にはあまり手を加えず、基本施策に用いた方が分かりやすいのではないか。例えば、区民会議が提言している住宅施策については、「持続可能な社会」という意味合いが強く、「住み続けられる」という表現が必要ではないか。

ユネスコでは社会、経済、環境について、それぞれ個別に持続可能性に関する定義を行っている。そのような解説も盛り込んだ方が分かりやすいとも思われる。

第 5 分科会では、文化や歴史の継承・発掘を中心に議論を行い、ハード面に関する議論はそれほど行っていない。一方で、第 4 章の基本施策は、全般的にハード面に偏っている感があり見直しを行って頂きたい。

- ・今回提示されている施策体系における基本施策は現時点のイメージであるとの説明を受けており、今後、どのように区民会議提言が盛り込まれていくのか見えてこない。

< 区民会議について >

- ・基本構想に係る策定審議が終了後の区民会議の継続について検討して欲しいという声がある。例えば、第 4 章-1-の「都市内分権の推進」にある地域組織の1つとして、基本計画の策定後も、地区協議会と並列に区民会議を位置づける等の検討を行って頂きたい。

- ・第 4 章-3-の「消費者が安心して豊かにくらすまちづくり」に、消費者団体と行政との協働、担い手となる団体の発展とネットワークについて、基本施策の具体的例示として加えて頂きたい。区民会議に続く組織の重要性・必要性は理解するが、「区民会議」自体は区民提言の作成を目的とした組織であり、新基本計画の基本施策に名称をそのまま位置づけることは難しいと思われる。

第 6 分科会では、区民会議を存続するための制度化について検討を行って欲しいという提言をしてきた。ただし、施策体系案ではそのような文脈が欠落し、「地区協議会」や「協働」といった表現のみが継承されているため、当初のニュアンスが失われている。区民会議提言を踏まえた再整理を行って頂きたい。

今のご指摘は、もう一方のグループで議論する内容であると思われる。

都市内分権については、以前、学識委員からも説明があったが、その具体的なイメージや区議会との関係も分かりにくいものであった。より具体的な説明を行って頂きたい。

< 住宅について >

住宅は人権であるという考え方には賛成するが、防災から福祉に至るまで、住宅に関する施策を一体的に整理することには無理がある。また、都市マスタープランとの関係も調整する必要がある。住宅は第 4 章に位置づけているが、住宅政策のなかには福祉に関する点もあり、欠落がないように留意したい。

第 4 章-2-のなかの「質の高い住宅と良質な居住環境の整備」とは、規定以上の質を担保するということが。「質の高い」という意味がよく分からない。

憲法 25 条が保障する権利に基づき、国土交通省が定める基準以上の住宅を整備するという考えが背後にあると思われる。

住宅の質について、区民会議では「質の高い住宅」というような表現で提言を行っていないため、

基本計画にて表現が変更されると提言時のニュアンスが失われてしまう。

地域で住み続けるためには、公共住宅の需要は高まっている。コミュニティの問題等も併せて、公共住宅の必要性等、区民会議提言では網羅できていない点もきちんと位置づける必要がある。

起草部会では、住宅整備における区の役割は終わったのではないかという意見もあった。個人的には依然として公共の果たしうる役割はあると考えている。

第 章-2- では「だれもがくらし続けたい」とあるが、区民会議では「住み続けられる」という意味合いで提言している。現状、高齢者の賃貸住宅への入居に関しては家賃保証の問題があり、また、子育て世帯にとっては、ニーズにマッチした住宅が少ないという課題がある。こうした課題を改善するためのしくみづくりが必要である。

区民会議では、社宅に対する区の関与等を含め、議論が尽くされていない点がある。

10 年前に策定した基本構想では、新宿区の 6 割が住居地域であることを踏まえ、居住者のための地域である点を再認識することから議論が行われた。基本構想では、30 万人の人口の維持や子育て支援等に関する観点について、キャンペーンのように打ち出すことも必要である。

住宅や住環境を守り、人々が住み続けられるまちをつくる姿勢を示すことが重要であるとする。

区民会議提言を踏まえ、次の点について修正・加筆を検討して頂きたい。

- 第 章-1- : 水辺だけでなく、地形も継承するという表現が重要である。
- 第 章-2- : 歩くことだけでなく、域内の交通手段の整備の検討を行って頂きたい。
- 第 章-3- : 超高層は景観だけでなく、第 章にも関連するものである。

持続性と循環型という表現は類似するが、地域という観点を前面に打ち出し、バイオリージョンという考え方から、様々な物質的な循環を生み出すための社会のあり方を検討する必要がある。

第 章-2- : まちの広場という論点は、道路の利用に関するものなのか。

今後は、道路脇を花いっぱいの花壇として利用することが重要となる。

安全・安心という括りのなかには、防犯だけでなく防災も含むことが一般的である。

花は枯れてしまうため、新宿区の伝統を継承する意味からも、新宿にゆかりのある人物の彫像等を設置した方が良い。

安全・安心は広範な論点を含むため、全区的に区が主導すべき点と、身近な地区ごとに協働で実施した方が良い点を分けている。

(以上)